

平成五年労働省令第三十四号

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条及び第九条の規定に基づき、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第一条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十
六号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める場合は、同一の事業主に雇用
される通常の労働者の従事する業務が二以上あり、かつ、当該事業主に雇用される通常の労働者
と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に
従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の一週間の所
定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該事業主に雇用される労働者が從
事する場合とする。

（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法）

第二条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対する明示しなければなら
ない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 昇給の有無

二 退職手当の有無

三 賞与の有無

四 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

五 短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければなら
ない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

六 法第六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、第一項各号に掲げる事項が明らかとなる次の
いずれかの方法によることを当該短時間・有期雇用労働者が希望した場合における当該方法とす
る。

一 ファクシミリを利用するして送信する方法

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信
（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。
以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該短時間・有期雇用労働者
が当該電子メール等の記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）

七 前項第一号の方法により行われた法第六条第一項に規定する特定事項（以下この項において
「特定事項」という。）の明示は、当該短時間・有期雇用労働者の使用に係るファクシミリ装置に
より受信した時に、前項第二号の方法により行われた特定事項の明示は、当該短時間・有期雇用
労働者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該短時間・有期雇用労働者
に到達したものとみなす。

（法第十条の厚生労働省令で定める賃金）

第三条 法第十条の厚生労働省令で定める賃金は、通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子
女教育手当その他の名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容（法第八条に規定する職務の
内容をいう。）に密接に関連して支払われるものを除く。）とする。

（法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業主に雇用される
通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者（法第九条に規定する通常の労働者と同視すべき
短時間・有期雇用労働者を除く。）が既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

第五条 法第十二条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。

- 一 給食施設
- 二 休憩室
- 三 更衣室

（法第十七条の厚生労働省令で定める数）

第六条 法第十七条の厚生労働省令で定める数は、十人とする。

（短時間・有期雇用管理者の選任）

事業主は、法第十七条に定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると
認められる者のうちから当該事項を管理する者を短時間・有期雇用管理者として選任するものと
する。

（権限の委任）

法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要な
と認めた事案に係るものを受け、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行う
ものとする。

（准用）

第九条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十
一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第二十五条第一項の調停の手続につ
いて準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「短時
間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「短時間・有期雇用労働者
法」という。）第二十五条第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）、第五条（見出
しを含む。）及び第八条第一項中「機会均等調停会議」とあるのは「均衡待遇調停会議」と、同
令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十五条第一項」
と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条第一項又
は第二項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二十条第一
項」と、同項中「法第二十条第一項」とあるのは「同項の」と、同令第九条中「関係当事者」
とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」
と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労
働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する第四条第一項及び第二
項」と、「第八条」とあるのは「同令第九条において準用する第八条」と、同令第十一一条第一項
中「法第二十二条第一項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第二十六条において準用する法第二
十二条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間・有期雇用労働者」と、「事業場」
とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

附 則

1 この省令は、法の施行の日（平成五年十二月一日）から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日労働省令第一九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二十四日労働省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一日労働省令第二四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日の前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十七号及び改正前の短
時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により中小企業短時間労
働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができるようになった事業主に対する当該中小企
業短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日の前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十八号及び改正前の短
時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の四の規定により事業主団体短時間
労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができたこととなつた事業主団体については、
改正後の労働者災害補償保険法施行規則第二十七条及び改正後の短時間労働者の雇用管理の改善

等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができるようになった事業主団体とみなす。

附 則（平成二年一月三一日労働省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」といふ。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に對してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の際に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改訂後のそれぞれの省令の相当規定により改訂された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の際に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改訂後のそれぞれの省令の適用については、改訂後のそれぞれの省令の相当規定により改訂された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の際に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改訂後のそれぞれの省令の適用については、改訂後のそれぞれの省令の相当規定により改訂された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第五条 この省令の施行前に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の際に改訂前のそれぞれの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改訂後のそれぞれの省令の適用については、改訂後のそれぞれの省令の相当規定により改訂された処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第六条 この省令は、内閣法の一部を改訂する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二十五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改訂する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則等の一括改訂に伴う経過措置）

第二条 施行日前に旧雇保則第百四十条第十八条号及び改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けること

24 施行日前に旧雇保則第百四十条第十八条号及び改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けること

ができることとなつた中小企業事業主及び中小企業事業主の団体に対する短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年六月二九日厚生労働省令第九二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改訂する法律（平成十九年法律第七十二条）附則第二条第一項に規定する旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度におけるこの省令による改訂後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十条の規定の適用については、同条中「毎事業年度終了後三月以内に」とあるのは、「平成二十年六月三十日までに」とする。

附 則（平成一九年一〇月一一日厚生労働省令第一二一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日の前にこの省令による改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるよう改訂された事業主に対する同条第三項第二号の区分による短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一月二八日厚生労働省令第一六一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日の前にこの省令による改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるよう改訂された事業主に対する同条第三項第二号の区分による短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二一年六月八日厚生労働省令第一二一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前にこの省令による改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるよう改訂された事業主に対する同条第三項第二号の区分による短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年四月一日厚生労働省令第五三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（雇用安定事業等に関する経過措置）

第二条 施行日前にこの省令による改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条第三項第四号の区分により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるよう改訂された事業主に対する当該短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

第二条 施行日前にこの省令による改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条第三項第四号の区分により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるよう改訂された事業主に対する当該短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

第二条 施行日前にこの省令による改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条第三項第四号の区分により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができるよう改訂された事業主に対する当該短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

（雇用保険法施行規則等の一括改訂に伴う経過措置）

第二条 施行日前に旧雇保則第百四十条第十八条号及び改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けること

24 施行日前に旧雇保則第百四十条第十八条号及び改訂前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けること

附 則 (平成二十三年四月一日厚生労働省令第四八号) 抄

(施行期日) 第六条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(雇用安定事業等に関する経過措置)

第二条 施行日前に旧雇保則第百十八条の二、第五条による改正前の労働者災害補償保険法施行規則第

二十六条又は第十一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができる

こととなつた事業主に対する短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例によ

る。

41 旧雇保則第百十八条第一項に規定する中小企業雇用安定化奨励金(同条第十項第一号イに該当

する中小企業事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)の支給を受けた事業主に対

する第十二条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十

三条に規定する均衡待遇・正社員化推進奨励金(同条第一項第二号に該当する事業主に係るもの

に限る。以下この項において同じ。)の支給については、中小企業雇用安定化奨励金の支給を均

衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用す

る。

42 旧雇保則第百十八条第一項に規定する中小企業雇用安定化奨励金(同条第十項第一号イに該当

する中小企業事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は第十一条の規定による

改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条に規定する短時間労働

者均衡待遇推進等助成金(同条第二項第三号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項に

おいて同じ。)の支給を受けた事業主に対する改正後の同条に規定する均衡待遇・正社員化推進

奨励金(同条第一項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)の

支給については、中小企業雇用安定化奨励金又は短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を均

衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用す

る。

43 第十一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三

条に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金(同条第二項第四号に該当する事業主に係るも

のに限る。以下この項において同じ。)の支給を受けた事業主に対する改正後の同条に規定する

均衡待遇・正社員化推進奨励金(同条第一項第三号に該当する事業主に係るものに限る。以下こ

の項において同じ。)の支給については、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を均衡待遇・

正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第四号又は第五号の規定を適用する。

附 則 (平成二五年三月一日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条

附 則 (平成二五年四月一日厚生労働省令第五五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

第二条

8 施行日前に旧雇保則第百十八条の二、第二条による改正前の労働者災害補償保険法施行規則第

二十六条又は第五条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規

則第十三条の規定により均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給を受けることができる

こととなつた事業主に対する均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給については、なお従前の例による。

(施行期日)

附 則 (平成二五年一月二十四日厚生労働省令第一三三号) 抄

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第六条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則第六条の調停申請書の様式については、この省令による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第九条において準用する均等則別記様式(第六条関係)にかかわらず、平成二十七年三月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二六年七月二十四日厚生労働省令第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年一二月二八日厚生労働省令第一五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の適用に関する経過措置

第二条 中小事業主(整備法附則第三条第一項に規定する中小事業主をいう。第四条において同じ。)については、平成三十三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第一条から第四条まで及び第七条、第八条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第四条並びに第十条による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第十九条第一項の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第一条から第四条まで及び第七条、第八条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第四条並びに第十条による改正前の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第十九条第一項の規定は、なおその効力を有する。